

總持寺祖院史料による研究の可能性

— 三法幢地の問題を事例として —

秋津 秀彰

一、問題の所在と研究の目的

三法幢地は、近世・江戸時代の曹洞宗における、遍參修行を前提とした出世の仕組⁽¹⁾の基礎となる、僧侶の教育施設である。しかし、三法幢地の数や任命時期については、戦前に栗山泰音氏が『總持寺史』(大本山總持寺、一九三八年三月、六八八〜六九七頁)で紹介した、享和元年(一八〇一)の「格地調」に基⁽²⁾づく一覽表(以下、「享和元年格地調」と一部)の補遺以降、大きな進展は見られないように思われる。これに対して、總持寺祖院(石川県輪島市)には、三法幢地の免贖(許可状)が多数所蔵されている。今回、總持寺祖院所蔵史料を中心に、その一覽の更新を図った所、新たな問題点が見いだされた。本稿では、更新作業の結果を報告しつつ、問題点を検証することで、總持寺祖院史料による研究の可能性を提示したい。

二、三法幢地とそれに類する制度

三法幢地は、常恒会地、片法幢地、随意会地で構成される。これに三法幢地ではない一般寺院を指す法地を含めた

説明として、二史料を挙げておきたい。まずはよく引用される、享和元年十二月に関三利が寺社奉行に提出した、「曹洞宗出家成立最初ヨリ永平寺江転昇迄之次第」〔『諸宗階級』上所収〕、また史料の詳細は後述するが、『祠曹雑識』十「曹洞宗結制ノ式并四等別寺院名簿」では若干異なる説明がなされているので、参考に挙げておく。なお、底本には両書ともに改行は一切ないが、本稿では便宜上、内容に応じて改行した。

<p>「曹洞宗出家成立最初ヨリ永平寺江転昇迄之次第」</p>	<p>「曹洞宗結制ノ式并四等別寺院名簿」</p>
<p>一、常法幢地 <small>日本中百五ヶ寺有之</small></p> <p>右寺格之儀者、一ヶ年夏冬之江湖僧数、五十人ニ而執行仕候。尤住職之人、法臘之上、出世成就之者ニ無之候而者、住職不申付候。</p> <p>一、片法幢地 <small>日本中二十九ヶ寺有之</small></p> <p>右寺格之儀者、年之夏成共冬成共一度ツ、江湖僧数六十人ニ而執行仕候。尤住職之人、法臘之儀者、常法幢地同様ニ御座候。</p> <p>一、随意会地 <small>日本中二百十五ヶ寺有之</small></p> <p>右寺格之儀、江湖興行之翌年ヨリ三年目、或者四年目ニ老度ツ、僧数七十人以上ニ而執行仕候。尤住職之人、法臘之儀者、右同様ニ御座候。右を於一宗三法幢と相唱申候、</p>	<p>曹洞宗結制ノ式、四等アリ。</p> <p>毎歳夏冬両度、七十三僧九旬安居、三月廿日、其交名ヲ定メ、廿七日入寺、七月十六日ニ至ル、冬モ亦九月廿日、同廿七日ヨリ、正月十六日ニ亘ル。前後出入ノ期日、寺例ニ随テ小異アリ。大凡ハカクノ如シ。コレヲ常法幢トイヒ、又常恒会トモイフ。</p> <p>次ニ、毎歳夏冬ノ内、一回コレヲ行フヲ片法幢トイフ。</p> <p>次ニ、三年、五年、乃至七年ニ一回、コレヲ行フヲ随意会トイフ。</p> <p>次ニ頓テ法幢地ニ進ムヘキ寺院ニテ、偶三利ニ請テコレヲ行フヲ、初会トイフ。</p> <p>僧員、定額アリトイヘトモ、臨時五十三、六十三等ノ異同アリ。</p>

一、法地並寺

右者住職之者、一住之内耆度、僧数七拾人以上ニ而江湖興行仕候。再会興行願御座候者ハ、初会興行之翌年ヨリ、七年目ニ不相成候而者、免許不仕候、宗法ニ御座候。(『続々群書類従』十二、続群書類従完成会、一九七〇年二月、三九五頁、合字の「ヨリ」をカタカナに改め、句読点を一部改めた)

檢僧トテ、三利又ハ国録ヨリ、相応ノ和尚ヲ差遣シ、其事ヲ指揮セシメ、壁書トテ、「会中寮内、香火灯燭、堅禁之。若違犯之輩於有之者、当人及兩役寮司、急度可処嚴科者也。年号千支夏冬結制日、三利或国録寺印某寺」ト楷書シ、又「掟、結制師徒、遵守先規之憲章、而宜弃道修学。若有破法之漢、可嚴謹者也。三利国録某寺某印。貼在某寺壁間」ト楷書シ、並ニ本堂正面、左右之壁上ニ糊題ス。(以下の打給帳の記事は省略)(『内閣文庫所蔵史籍叢刊』七、史籍研究会、一九八一年六月、二二三〜二四頁、国立公文書館ホームページにて写真を閲覧可能、句読点筆者、以下略)

近世曹洞宗における出世の一つの終着点である永平寺(福井県吉田郡永平寺町)の住持となるためには、まず夏・冬の江湖会(結制安居)に参加して二十年の修行を経、首座を勤めることを目指すことになる。ただし、通常の寺院である「法地並寺」では、結制安居に際して七十人以上という多くの参加者を集めることができるが、原則として住職の一住につき一回しか興行することができず、「再会」を行うには七年以上の間隔が必要である、これに対して、結制安居を一住につき複数回興行することができるのが、三法幢地ということになる。ただし三法幢地においては、寺格通りに結制安居を興行することが義務付けられており、原則として欠会は許されない(『總持寺史』七〇四頁)ので、実際には行わなければならないという説明になる。それらを辞書的に整理してみると、以下の通りである。

・常恒会地

毎年夏・冬ともに結制安居を興行しなければならぬ。元禄期以降に関三刹が発給した「定」によれば、参加者は五十人で、その内の三十人を首座が集めなければならず、加えて首座は五両を納める必要があった。

・片法幢地

毎年夏・冬のどちらか一方に付き、結制安居を興行しなければならない。関三刹が発給した「定」によれば、参加者は六十人で、その内の二十五人を住持が、三十五人を首座が集めなければならず、また首座は五両を納める必要があった。

・随意会地

寺院によって異なるが、おおよそ三〜五年に一度、参加者七十人以上で結制安居を興行しなければならない。関三刹が発給した「定」には人数等の規定はなく、遵守事項のみが記載されることが特徴。

三法幢地の関連制度として、法事会・報地会・祈禱会及び会下称号地が挙げられる。『總持寺史』(七〇八頁)の説明によれば、法事会は、寺院開山や世代等の僧侶へ対する報恩のために、報地会は、寺院開基家や大檀越等の在家信者へ対する報恩のために、祈禱会は、国家安全・福寿長久等の祈念のために、それぞれ結制を行うことができる制度である。会下称号地については定説を見ない所があるが、『總持寺史』の説明によれば、通常の結制安居に参加せずとも、そこで弁道していれば臘次を重ねられる寺院であり、「今の世にいふ認可僧堂と同義である」(七〇九頁)とある。³⁾ これらを片法幢地や随意会地が兼ねることで、実質的に制度以上の結制安居を行ったり、在籍者に臘次を重ねる機会を与えたりすることが可能になる。よって常恒会地に昇格した寺院ではなく、直接常恒会地になった寺院においては、これらを申請する意味はない。ただし、片法幢地や随意会地の制度による結制安居と、法事会等による結制安居の細かな相違点については今後の課題としたい。

さらに、享和年間以降の近世末期においては、「常恒会準格」等の、三法幢地の「準格」の制度が現れる。これも『總持寺史』(七〇四頁)の説明によれば、寺格通りに結制を興行せず、欠会とすることを許容する制度のこととされている。文政十二年(一八二九)五月二十三日付、松音寺(宮城県仙台市)宛の免牘には「十干之間、堅法幢八会」(免牘一六六)、天保三年(一八三二)六月二十五日付、総穩寺(山形県鶴岡市)宛の免牘には「宜堅法幢八会於十年間」(免牘一九)の文言があるため、これらの寺院については、十年間の内に八回の常恒会を行えばよいということであるが、寺院によって、興行年数と回数との組み合わせが異なっていたり、欠会の年に法事会等の興行を認めたりしている場合もある。そのような具体的な興行の時期・間隔については、免牘・定と同時に関三利から出される「議定書」によって規定されている(『總持寺史』七〇五頁参照)。

三、總持寺祖院所蔵の免牘史料概観

三法幢地を議論するに際しての最初の手続きは、三法幢地の寺院を確定する作業である。先にも述べたように、總持寺祖院にはその免牘が多数所蔵されているため、それを参照することで、先行研究における認可年月日の不明部分を明らかにしたり、未確認の寺院を把握したりすることが可能となる。

次に、總持寺祖院にどのような免牘史料が所蔵され、なぜそれが所蔵されるに至ったのかについて整理したい。總持寺祖院の免牘史料は、形態によって分類していくのが適切と思われる。まず「状」及び「綴」の大半は、免牘等を中心のみ収録しているものが大半である。「綴」は免牘の写しであるが、「状」は写しではなく、原本が所蔵されている場合もある。また「状」については、後年に免牘を紛失・焼失等した際に、それを再発行した旨が紙裏や継紙に記載されていることもあり、その場合は複数の内容を有している。

「冊」は、ある時期に、各寺院がその時点で所有している僧録や三法幢地の免牘等を書き出して提出したものである。

ただし、冊によってどの時代の免牘を収録しているかは異なり、提出時期は、近世後期（近世・享和年間以前のみ）、近世末期（享和年間以降も含む）、近代初期（近代・明治期も含む）の三期に大別できる。そのため、収録されている免牘の種類によって、提出時期を三期に区分することができる。

免牘の写しがある程度まとまって提出された、具体的な時期と理由について検討してみる。まず近世後期のものについて、以下の二点の正眼寺（愛知県小牧市、僧録寺院）文書⁽⁴⁾から見ていく。

〔「常会片法（備考）幢随意会興行出願の件につき申達書」〕

申達

（一九七〇号文書）

常会・片法幢・随意会之議、願出間鋪之旨、享保以來
数度触出候処、其寺大檀那開基等被致助願、達而懇望
ニ付無□被 御奉行所江窺之上、間之致免許候得者、
向後堅令停止候。上り会有之節、讓会者勿論、縦令大
檀那開基助願有之得共、不及沙汰候条、決而願出間鋪
候。

右之通被得其意、支配下寺院被相触、其録□之印証早
々可被差越候。

〔「常法幢（備考）片法幢随意会地の寺院免牘文書写指出旨関

三ヶ寺申達につき触達」

（一二八五号文書）

御申達写

一宗常法幢・片法幢・随意会地之寺院、免牘文書写し
指出可申候。万一免牘焼失等ニ而所持無之候ハバ、其
旨即訳書両様共ニ右寺印請を以、其様即奥印可被指出
候。此段申達候、以上。

大中寺印

寛政三年亥九月 龍穩寺印

總寧寺印

尾州下津

正眼寺

寛政三辛亥年

大中寺(印)

九月

龍穩寺(印)

總寧寺(印)

尾州下津

正眼寺

副達

一宗常法幢・片法幢・随意会地之寺院、免牘文言写し
差出可申候。万一免牘焼失等ニ而所持無之候者ハ、其
旨致訳書、両様共に右寺印証を以、其録致奥印、可被
差出候。此段可申達旨被申付如此候。

以上

関三箇寺

鑑司

右之通、関三箇寺より御申達到来ニ付、御役所へ相達、
今般及申達候間、貴寺片法幢御免牘文字等無相違上、
美濃紙二枚繼ニ書写、右之通相違無御座候、以上と奥
書有之、当曆年号与月、万松寺印□ニ而官名無之、尤
御免牘本文書写之状、大概十二枚ニ相おわり両三両申、
使僧を以当録へ差出被成候。当録ニおゐて、即奥印関
三ヶ寺へ差出□□候間、此段承知可被成候。以上。

亥十月十四日 正眼寺(印)

万松寺(印)

右之通、披見御承知之上、寺号ニ印形を□右御免牘差
出□□当録へ御差戻可被成候。

極月十五日指出候、万松之御添削之上、相認置候、但
三ヶ寺へ請之印証壹面江さし□ニ写し□。

まず上段の「常会片法幢随意会興行出願の件につき申達書」によれば、関三利は、寛政三年(一七九二)九月に、
享保十三年(一七二八)以来の三法幢地出願停止の令を改めて触れ出すと共に、「副達」として正眼寺に、三法幢地の

免牘の写しを提出するよう指示を出している。これを受けて、下段の「常法幢(幢か)片法幢(幢し)随意会地の寺院免牘文書写指
出旨関三ヶ寺申達につき触達」によれば、正眼寺は、この「副達」を十月十四日に万松寺(愛知県名古屋市、片法幢
地)に送付し、万松寺の免牘を書写して正眼寺に提出するよう求め、後日関三刹に送付する旨が記されている。ただ
し、この文書から見る限りでは、宛先は總持寺ではなく、関三刹である。

なお、總持寺はこれと近い時期に、「歴代世牌帳」を蒐集している。この史料は、

それ(瑞世者数、筆者注)は諸堂の修復・再建などにあてる官金(瑞世料)の収入に直結するものであったから、總
持寺は寛永一九年(一六四二)や天明五年(一七八五)幕府に対し、峨山門派の寺院は總持寺に出世すべき旨の訴え
を起こしている。またそればかりか両本山における瑞世の実態を把握するため、天明八年のころから寛政四年
(一七九二)ころまでに、全国の寺院に安置してある尊像や世代を書き上げさせ、関三刹を通じて報告させた歴代
世牌資料がある。これは大本山としての権威を保つためにおこなったものにほかならないが、それは總持寺教団の
構成を明らかにすると同時に、本末関係の側面をさぐるうえでも重要である。(『總持寺調査報告書』三一頁)

というもので、現在は鶴見總持寺に大半が所蔵されており、一部は總持寺祖院にもある。

「歴代世牌帳」と年時が符合する免牘史料として、寛政四年一月に、龍泰寺(岐阜県関市)三十一世源宗正岩(？)一
八〇〇)が總持寺に提出した「常恒会免牘并御条目帳」(免牘三一、冊)がある。これには、寛保二年(一七四二)九月
に永平寺四十二世円月江寂(一六九四〜一七五〇)が発給した常恒会地の「免牘」(免牘四三、原本、同年七月に関三刹
が発給した「定」(免牘四二、原本)、正保五年(一六四八)に總持寺五院が発給した「扶桑国中洞家法度事」(免牘四、原
本、年代を補う)、元和元年(一六一五)七月の「總持寺諸法度」と、同年月日に発給されたとされる文書が収録されて
いる。その奥書には、

右之通、相違無御座候。以上。

寛政四年

子二月

濃州関

龍泰寺

源宗(印)

能州

本山

御役局

とあり、これは正眼寺が万松寺に免牘の写しを作成する際に要求した奥書の書式と同じである。そして源宗は、同年月に歴代世牌帳「龍泰寺支配下濃州諸寺院世牌改帳」上下巻(『總持寺調査報告書』九七頁、B一九三・一九四)を提出している。よって、龍泰寺が提出したこれら三冊は同時に總持寺に提出されたもので、本来は一体の史料である。そういった史料は、長祿寺(福島県須賀川市、免牘九四、B二六八)、総泉寺(鳥取県米子市)・定光寺(鳥取県倉吉市)連名(免牘九六、B二七三・二七四)等複数確認される。また関三利や總持寺が集めた免牘の写しが、享和元年の「格地調」にも接続していくものとも推定され、この問題は後にも述べたい。

次に近世末期のものについては、以下の安国寺(福岡県福岡市)文書の解説が参考になると思われる。

戊戌九月、龍穩寺鑑司より筑前博多三カ寺宛。各録司寺院及び各支配下寺院の三法幢地、準三法幢地の免許状、法事会・祈禱会等の興行年縁の議定書等の写を美濃紙竪帳に仕立て提出すべき布達。(『曹洞宗文化財調査目録解題集』三 九州管区編、曹洞宗宗務庁、一九九六年一月、三九頁、文書八〇)

この文書が出された具体的な年は不明であるが、「準三法幢地」とは、先に挙げた常恒会準格等のことを指すのであ

ろう。よって、近世末期頃にも免牘の蒐集を行っていたと見られる。これも関三利が、僧録に対して支配下寺院の免牘の写しを蒐集するように求めているものであって、それが總持寺に納められたということには直ちにはならないが、いづれにせよ、近世を通じて、定期的に免牘の写しを蒐集することによる寺格の確認は行われていたと考えられ、それがいつ、どのような形で行われていたのかの検証は、今後の課題としたい。

最後に近代初期のものについては、圭室文雄氏による以下の説明を引用するのが適切であると思われる。

明治期になると様相が一変し、明治元年（一八六八）に永平寺が本山権を主張し、関三利の触頭としての地位を廃止しました。明治元年～三年には永平寺臥雲（独住六十世・臥雲童竜）が全国の曹洞宗寺院へ再度免牘を出し、曹洞宗本山であることを主張しました。これに対抗して明治三年（一八七〇）、總持寺奕堂（独住一世・梅崖奕堂）が同様に免牘を出しています。しかし明治五年（一八七二）には永平寺環溪（独住六十一世・環溪密雲）・總持寺奕堂が連名で免牘を出すことになり、この争論は一件落着きました。ところで、免牘は本来宛先である末寺に所蔵されるべきですが、これほど大量に總持寺に残されているのは明治初期に總持寺が末寺に対してその提出を命じ、集められたものと思われます。（圭室文雄『總持寺祖院古文書を読み解く——近世曹洞宗教団の展開——』、曹洞宗宗務庁、二〇〇八年十月、三三六～三三七頁）

例えば、青松寺（東京都港区）が總持寺に提出した「免牘与」（免牘三〇四）には、元禄六年二月二十一日付、及び明治元年十月に臥雲が発給した常恒会地の免牘が収録されている。また関三利の總寧寺（由緒一三）・大中寺（免牘七）がそれぞれ提出した写には、寛文八年二月十五日付、明治元年十一月付の常恒会地の免牘と、明治二年六月に臥雲が発給した僧録状が収録されている。總持寺祖院には、總持寺に対して各寺が提出した免牘の再発行を求める願書が複数所蔵されているが、その結びには「従前之通、御免牘拝裁被為 仰付被下置候様、奉懇願候」とあるため、「従前」の旧格の確認のために、免牘の原本あるいは写しを提出したのであろう。

「免贖授与願」(明治期史料四四)は、先に引用した、總持寺に免贖の再発行のために提出した願書をまとめたものであるが、その中に、宝光寺(新潟県新発田市)が提出した史料一覧が記載されている。それを翻刻しつつ、提出された当該資料が確認される場合、それを下の括弧内に記すと以下の通りである。なお、原本では「一」でそれぞれ改行されているが、本稿では便宜上詰めて記した。

記

一 録司免状 二通 一 随意会免贖 一通 一 右写帳冊 二通(免贖五、三二一)

一 願書写 二通(明治期史料四四) 一 永平寺が免状 二通 一 同写帖冊 二通(免贖二一四、二二五)

越後新発田 宝光寺

一行目のものが、近世に発給された免贖とその写しであり、二行目のものが、先の願書と、近代に永平寺が発給した免贖とその写しである。そして宝光寺の場合は、それらの原本だけでなく、それぞれを冊に書写して二冊ずつ提出したため、同一文言の冊が二冊所蔵されているのである。また宝光寺に関しては、總持寺祖院には原本史料は見当たらないが、例えば洞寿院(滋賀県長浜市)は、明治三年九月に總持寺に対して申請書を提出(明治期史料六五八)し、それに合わせて寛文五年の「掟」(免贖六)、天明五年に永平寺が発給した常恒会地の免贖(免贖六五・三五〇)、関三利からの定(免贖六六・四〇一)、明治元年の常恒会地(免贖三六四)・僧録の免贖(免贖一七〇・三六四)の原本、あるいは写しを提出したと思われる。ただし、洞寿院の提出した冊は見当たらない。更に龍泰寺の免贖は、先にも注記した通り、写しに留まらず原本も總持寺祖院に所蔵されているが、その理由はこのためであろう。

總持寺はこれに合わせて、近世には三法幢地ではなかった寺院にも免贖を発給している。例えば法祥寺(山形県山形市)は、總持寺五院(伝法庵の輪番寺院であり、山形録所四箇寺でもあるが、近世においては三法幢地ではなかった。

しかし、明治三年九月二十二日付で、總持寺奕堂より随意会地の免贖が発給されており、理由は、「總持寺の輪住の

停止に際し、以前からの輪番地としての勲勞に酬い⁽⁹⁾るためとされる。總持寺は、明治三年七月二十八日に輪住制を廢止して独住制に移行するが、それは同時に、山内の実務を担っていた總持寺五院、及び五院の輪番住持制も實質的に機能を失うことも意味することとなった⁽¹⁰⁾。よって總持寺が免牘を發給した背景には、輪番停止によって失われる名譽を補うという側面も多分にあり、永平寺が三法幢地・僧録の免牘を再發給した背景にあると推測される、永平寺の「總本寺」化⁽¹¹⁾への対抗措置という側面に留まらないものがあつたと思われる。そのような理由から、この時期に新たな三法幢地の寺院が多数生まれ上る上、その後認められている場合もあるため、近代・現在の寺格は、近世の寺格を判断する参考資料程度に留めなければならない。

以上見てきたように、曹洞宗においては、各時代において様々な理由から免牘の写しの蒐集が行われていたのであり、そのため「冊」の中には、複数の年代の免牘が収録されている場合があるということになる。これらの免牘史料は、原本が元の寺院に所蔵されていない場合には、それを補充しうる貴重な史料群であると位置づけられる。また「録司三法幢免簡御授与記」(関三利二二)など、近代に免牘を配布した際の記録もあるため、免牘が見当たらない場合も、その記録によって寺院名を補うことができる。そして今回、これらの史料を用いて、近世において各寺院が三法幢地に任じられた時期を改めて確認・整理することを試みた。

四、三法幢地の寺院数について

免牘を改めて確認していく中で疑問を持った点として、三法幢地の数の問題がある。先の「曹洞宗出家成立最初ヨリ永平寺江転昇迄之次第」の説明によれば、享和元年時点で、常恒会地は一一五箇寺、片法幢地は一九箇寺、随意会地は一一五箇寺であるとされている。栗山氏が基づいた「格地調」と、「曹洞宗出家成立最初ヨリ永平寺江転昇迄之次第」が作成されたのは同年であるため、この両者は同時に江戸幕府寺社奉行に提出されたものと思われる。

栗山氏が基づいた「享和元年格地調」を筆者は未見であるが、これに類似する記載を持つ史料を二点確認している。一つが、『三利留書』（愛知学院大学図書館情報センター横関文庫所蔵、請求記号…横関「888.6」）に掲載されているものである。本書は、横関了胤『江戸時代洞門政要』（東洋書院、一九七七年一月、初版一九三八年十月）の口絵に「2、関三利留書」として掲載されているほか、「凡例」には「宗門の法令は関三利及可睡齋の留書に依り、幕令と宗法に渉るものは関三利の留書に拠った」（二頁）とあり、実際にいくつかの法令が本書に基づくと記されている（二六頁等）ことから、横関氏が『江戸時代洞門政要』の編纂に用いた基礎史料の一つである。本書の書写年や横関氏以前の伝来は不明であるが、恐らく近世後期から末期に書写され、関三利ないしは僧録寺院にて用いられていた、近世の重要法令集であると思われる。もう一つが、先にも挙げた『祠曹雑識』十「曹洞宗結制ノ式并四等別寺院名簿」（『内閣文庫所蔵史籍叢刊』七・二二四～二二三頁）である。福井保氏の『『祠曹雑識』解題』によれば、本書は天保五年（一八三四）の成立と考えられ、

本書の編集者とみられる右の「麻谷老愚」の姓名は不詳である。本書中の断片的な記事によれば、文政十三年から天保八年まで寺社奉行の職にあった間部詮勝の家臣で、選ばれて寺社役となり、七、八年の間、寺社奉行所に勤務していた人物らしい。その人が、同奉行所の書類を披閲する立場にあったのを利用して、興味を覚えた記録類や職務上の見聞等を個人的に筆録したのであろう。

という書である（『内閣文庫所蔵史籍叢刊』七・二頁）。つまり、『三利留書』は曹洞宗側、『祠曹雑識』は江戸幕府側の記録ということになるため、この両書によれば、双方の認識を確認したと一応判断して良いと思われる。

『三利留書』・『祠曹雑識』を比較すると、細かな誤字や記載順の相違はあるが、収録寺院名は同一である。この両者と次に「享和元年格地調」と比較すると、常恒会地は一一五箇寺、片法幢地は一九箇寺、というのは問題ないが、随意会地は「右随意会地々百拾四百箇寺」（『三利留書』）、「已上百拾四箇寺」（『祠曹雑識』）とあり、一一四箇寺であると

されており、一箇寺の相違がある。随意会地を一一四箇寺とする史料として、円通寺（茨城県水戸市）に所蔵される「〔諸記録綴〕」（『曹洞宗文化財調査目録解題集』六 関東管区編、二〇〇三年三月、六五九頁、文書二一）も挙げられる。

「享和元年格地調」における一一五箇寺目は、来見寺（茨城県北相馬郡利根町）である。『總持寺史』には「宝永五年三月二十三日、随意会、会下称号免許」（六九五頁、句読点筆者）とあり、總持寺祖院文書によれば、明治元年十月付、随意会地の免牘もある（免牘一八三）。しかし、例えば安祥寺（茨城県鉾田市）は、寛政二年（一七九〇）に随意会地となっている（免牘三二八）が、「享和元年寺格調」等に掲載されている。このような、調査の直前に免牘が下された寺院も収録されているにも関わらず、来見寺のような比較的早期に免牘を下された寺院を書き漏らす理由は考えにくい。更に『總持寺史』の記載を見ると、常恒会地の最後に記載されている寺院は龍海院（群馬県前橋市）であるが、この記載の仕方は『三刹留書』・『祠曹雜識』も同一である。これらでは、おおよそ国名が同じものは一括して記されていることから、恐らく共通の原本史料において、書き漏らしを最後に補筆したものを継承しているものと見られる。

この問題は、『總持寺史』依用の「享和元年寺格調」の解明によって自ずと解決されるものではある。また享和元年以前の免牘が確認されているにも関わらず、「享和元年寺格調」等に掲載されていない寺院が五箇寺あるため、この表が完全なものであるとは必ずしも言い難い部分もある。その上で、現時点の推定としては、寛政・享和年間の調査の後から、『祠曹雜識』が成立した天保年間の中に、来見寺が随意会を何らかの理由で行っていないなかったために、後の史料では削除されたと考えられる。この可能性について、別の史料も合わせて検討していきたい。

總持寺祖院には、「常恒会・随意会・輪番寺院・寺数覚帳」と目録で称される横冊が五冊所蔵されている（五院輪住九六九、劔五四〇）。以下、「五院輪住九六九」と総称）。これらには、全国の常恒会地、随意会地と、總持寺五院の輪番地が記載されている。「五院輪住九六九」五冊の封筒に記載される①から⑤の番号で更に分類すると、①は「化僧洞雲寺」（石川県鳳珠郡能登町）、②④は「化僧覚皇院」（石川県輪島市）、⑤は「化僧祇樹寺」（富山県富山市）がそれぞれ用いて

いたものとある。この内、②は五院の輪番地のみの記事であるため、本稿では検討の対象としない。また「化僧」の記事から、これらは遠忌の勸化巡回の際に、勸化僧が携行した手控えであると思われる。記事の中で最も新しい常恒会地の寺院は、明和七年（一七七〇）九月十一日に免牘が下された長泉寺（宮城県角田市）であるため、明和八年に行われた太源宗真（？～一三三二）四〇〇回忌に向けての勸化の際に用いられたものであろう。

「五院輪住九六九」の内容を比較すると、常恒会地は共通して一〇七箇寺、随意会地に関しては諸本で若干の相違が見られるが、総合すると九七箇寺が記載されている。ただし瑞峰寺（新潟県上越市、当時兵庫県姫路市、一〇四番目）は、總持寺祖院文書（免牘三四〇）・「享和元年格地調」等では随意会地とされているにも関わらず常恒会地として記載されているため、その点は注意を要する。

これを踏まえつつ、「五院輪住九六九」の最大の特徴は、常恒会地寺院の記載順である。「享和元年格地調」等は、基本的には国名を基準に整理して記載されている。これに対して「五院輪住九六九」は、最初に永平寺、続いて所謂「十六常会」（『總持寺史』六八五～六八六頁、『總持寺史』の掲載順とは異なる）を挙げた後、ほぼ免牘を受けた年月日に沿って記載されている。途中、南明寺（山梨県南巨摩郡富士川町、七九番目）を境に年月日が一旦元禄五年に戻るが、その後も再び、ほぼ免牘を受けた年月日順に記載されている。よって常恒会地については、「五院輪住九六九」により、年の特定材料がない場合においては、前後の寺院との比較を通じて、免牘を得た時期を推定することが可能になる。

随意会地については、「享和元年格地調」と比較すると相当数の出入りが存在する。また記載順については、既に年月日が判明している寺院が多くないため、現時点では規則性が判断しきれない。その上の特徴は、「享和元年格地調」には掲載されていない寺院が十四箇寺存在することである。この中には善応寺（埼玉県加須市）・桂昌寺（群馬県安中市）も含まれ、『總持寺史』では總持寺文書（B二八八・二八九）を典拠に年時を挙げつつ、「善応桂昌の二箇寺が享保年間昇格といふに享和度の調査にないは不審である」（六九九頁）と疑問が述べられている。

この内、桂昌寺については、『幽谷余韻』六「上毛州桂昌禪寺記」に「十七世時洪水、田圃多荒、因輟随意会」(『続曹洞宗全書』寺史・二六八頁)とある。よって、十七世智眼鏡宝(？く一七四三)代に、恐らく寛保二年の洪水の被害を受けたことにより、寺格通りの結制の興行が困難になったことから、随意会地格を取り上げられ、「潰随意会」となったのであろう。また、「五院輪住九六九」には長安寺(栃木県芳賀郡茂木町)の名が見えるが、「今ハ平地」という注記が付されており、実際に「享和元年格地調」には記載がない。よって「五院輪住九六九」にあつて「享和元年格地調」に掲載されていない、あるいは「享和元年格地調」・「五院輪住九六九」にも記載されていないが、總持寺祖院に免牘がある寺院が五箇寺ある理由は、寺格調査の際には随意会地格を取り上げられていたか、何らかの理由により、随意会を行っていないか、寺格調査に漏れてしまったためであろう。

五、三法幢地の寺格変更について

「享和元年格地調」と「五院輪住九六九」の比較によって、新たな問題が生じてくる。「享和元年格地調」では片法幢地・常恒会地であるものが、「五院輪住九六九」では随意会地として記載されている場合がある。これは、各寺院の寺格は、近世を通じて必ずしも一定ではないことを示す。先に検証したのは、三法幢地の寺格を返上した事例である。これに対して、随意会地が片法幢地・常恒会地へと昇格したり、会下称号や法事会等を兼ねるようになったりすることがあるため、これについて次に確認したい。

例えば正法寺(岩手県奥州市)は、「享和元年格地調」では常恒会地とされている。しかし正法寺は、元禄十五年八月三日に関三利より、常恒会地を望んだが、「貧地」であることを理由に随意会地とする旨の免牘と執達状が下されている(『奥の正法寺——正法寺総合調査報告書——』、水沢市教育委員会、一九八七年三月、古文書・寺宝編一六頁)。しかし宝暦八年(一七五八)十月に、再び常恒会地としたい旨の願いを出し(同前一六く一七頁)、最終的に明和元年(一七六四)

閏十二月九日に関三利から、翌年一月二十四日に永平寺からそれぞれ免牘が下されている（『總持寺調査報告書』B三二四・三三五）。同様に龍泰寺は、同寺所蔵文書により、享保二年二月二十三日に随意会地になった後、寛保二年（一七四二）九月四日に常恒会地への昇格を果たしていることが分かる（石川力山『美濃国祥雲山龍泰寺史』、龍泰寺、一九八〇年十一月、三七二頁）。そのため、「享和元年格地調」では常恒会地とされている。

やや問題となるのは、洞寿院（滋賀県長浜市）の事例である。洞寿院には、寛文五年（一六六五）に、永平寺三十世光紹智堂（一六一〇〜一六七〇）より壁書が下されている（免牘六）。内容は、『永平寺史料全書』文書編二（大本山永平寺、二〇一七年二月、以下、『文書編』）において紹介される壁書と同趣旨である。『文書編』二では、永建寺（福井県敦賀市）、桂林寺（京都府舞鶴市）、智源寺（京都府宮津市）、禪昌寺（山口県山口市）へ発給された文書が紹介されており（一三七〜一五三頁）、内容は『文書編』二の解説で指摘されている通り、関東風の江湖会の実施を、主に西日本各地の僧録や門派寺院に要求したものである¹²⁾。

永建寺・桂林寺・智源寺は随意会地、禪昌寺は常恒会地であり、かつ永建寺・桂林寺が随意会地に任じられたのは宝暦年間（一七五一〜一七六四）である。そのためこれらの文書は、各地の有力寺院に対して発給したものであることは認められる。しかし、この文書を以て常恒会地に任じられたとは言えない。

洞寿院は、元禄九年一月十六日に、関三利より随意会地の免牘が下されている（洞寿院文書、『曹洞宗文化財調査目録解題集』五 近畿管区編、曹洞宗宗務庁、一九九九年六月、五〇頁、文書三六）ため、三法幢地へ昇格したのはこの時点であろう。その後、天明五年（一七八五）六月十日に関三利から（免牘六五）、同年七月二十五日に永平寺四十八世成山台明（?〜一七九二）から（免牘六六）、それぞれ常恒会地の免牘・定が下されている。これらから、先述の正法寺等と同じく、随意会地から常恒会地に昇格した後、「享和元年格地調」に至ったものと考えられる。

洞寿院が昇格した明年間（一七八一〜一七八九）頃は、随意会地から常恒会地等への昇格、新規の随意会地の認可

など、三法幢地の整理がなされた時期である。享和年間以降に出現する、常恒会準格等の「準格」への昇格も含めた、寺格の単純な昇格・降格であれば、本稿で行った、三法幢地が一括して記載された複数の文献の比較によって追跡・分析を行うことが可能である。しかし三法幢地の寺格変更は、随意会地・片法幢地が、会下称号地や法事会・報地会・祈禱会等を兼ねたりするなど含まれる。これらの寺格変更は全て、結制安居の興行可能回数を増やすためのものである。また宝慶寺⁽¹³⁾(福井県大野市)等、会下称号地格のみを有している寺院も存在する。したがって、例えば実際に毎年度の程度の結制安居が興行されていたのかを正確に計算する際には、三法幢地に留まらない、各寺院が保有している寺格を正確に把握した上で行われなければならない。よって、「享和元年格地調」等の一覧表のみに頼った、単純な寺格の情報のみでは判断しきれない部分が多く、実際の免贖を確認しなければ、正確な寺格や興行回数を把握することは難しい。

また、免贖を受けた年月日の問題についても略述しておきたい。三法幢地の免贖は、初めて受けるとき以外にも、寺格変更が行われたり、紛失・焼失・盗難等により原本を失ったりした場合、再発行が行われる。よって、『總持寺史』等に記載される寺格を得たとされる年月日は、どの時点のものなのかを確認する必要がある。実際に長源寺(群馬県安中市)等は、再発行を受けた年月日が記載されているが、それは当然初めて三法幢地になった年月日ではないため、注意が必要である。⁽¹⁴⁾

六、結論と今後の課題

以上の検証から、「享和元年格地調」は、この一覧表に記載されている寺院に限って言えば、享和元年頃の寺格を正確に反映しているものと考えられる。ただしこの表には、寺格の変動が確認できない、前後の寺格の変動や寺院の増加等を把握できない、法事会等や会下称号地を兼ねることで、実際にはより多くの回数 of 結制を行っていると

実態が把握できないなどの問題点が存在する。そのため、この一覧表のみを以て、三法幢地の制度や近世の修行の実態について、正確に検討することはできないであろう。そのため、近世を通覧した寺格の変遷・変動を追跡調査していくことが重要である。そのための最重要の基礎文献として、總持寺祖院に所蔵される、免牘に係する一連の史料群を位置づけられる。

總持寺祖院の三法幢地の関係史料は、現在は目録上の複数の項目に分散して保管されている。そのため、これらの文献を目録等によって探し出し、時代毎に総合的な整理を行うことで、改めて全体を概観できるようになると思われる。本稿での検討は不十分な部分が多いため、今後の課題とした部分なども含めて、さらなる検討を行いたい⁽¹⁵⁾。

本稿では三法幢地を事例として取り上げたが、近世曹洞宗制度史における総論的研究は、現在でも戦前期に編纂された『總持寺史』・『江戸時代洞門政要』が中心的な位置づけを担っている。これらに対する検証は、個別的・各論的にはなされつつあり、それを通じて、従来は不明とされている部分や、見えていなかった部分などが明らかになりつつある。そしてこれらの研究は、将来的な総合的な研究に接続するものである。總持寺祖院所蔵史料は、このような先行業績の検証に留まらず、全く別の角度からの新たな研究を大きく進展させる可能性も持っており、多彩な側面と価値を有している史料群であると言える。本稿は三法幢地を事例として取り上げること、その一端を明らかにすることを試みたものであるが、今後も様々な研究を通じた、近世曹洞宗制度史全体の再検証が必要である。

注

(1) これについては、拙稿「近世における『正法眼蔵』結集・編輯史総説(二)——時代背景と初期の動向——」『宗学研究紀要』第三十五号、二〇二二年三月(三四)三六頁参照。

(2) 典拠の内、總持寺(神奈川県横浜市)文書は、横浜市文化財研究調査会編『總持寺調査報告書』(『横浜市文化財

調査報告書』第二十八輯、横浜市教育委員会、一九九七年三月）、總持寺祖院文書は、『曹洞宗大本山總持寺能登祖院古文書目録』（日本近代仏教史研究会、二〇〇五年三月）・『曹洞宗大本山總持寺祖院古文書目録』（輪島市教育委員会、二〇二二年三月）においてそれぞれ付されている資料番号を用いた。表記の例を挙げると、前者は「B一九三」、後者は「免贖六」等となる。

(3) 栗山氏が想定する「認可僧堂」について、神保如天・安藤文英『禅学辞典』（無我山房、一九二七年二月四版）における「認可僧堂」項を参考に挙げておく。

曹洞宗に於ける青年僧侶に宗門的訓練を施す専門道場なり。師家又は准師家之に常在して雲衲教養（たぐひ）の任に当る。洞家にては主として理論的教育は学校に於てし、實際的教育は両本山僧堂と地方の認可僧堂とに於て之を施し定慧均等を主眼とせり。本山以外の常恒会格の寺院にして一定の法に随つて之を設くるを得、現今全国に其の数甚だ多し。単に僧堂とも称す。（二二八頁）

これによる限りでは、現在の僧堂とはあまり相違はないように思われ、逆にこれを以て近世の会下称号地を説明するのは適切ではないように考えられるが、近代における僧堂の実態等については現時点では不明な点が多い。また会下称号地そのものについても不明な点が多く、今後、宝慶寺（本稿注〈13〉参照）の認可の過程や迦葉院（埼玉県久喜市）の随意会地・会下称号地願書（『新編埼玉県史』資料編十八、埼玉県、一九八七年三月、三八七〜三九〇頁）の分析等により明らかになる可能性はあるため、今後の課題としたい。

(4) 本稿における正眼寺文書の整理番号は、『正眼寺文書目録』（愛知学院大学附属図書館、一九七三年二月、愛知学院大学図書館情報センターホームページでも閲覧可能）に依る。正眼寺文書は現在、愛知学院大学図書館情報センター（愛知県日進市）にマイクロ複写本が所蔵されており、本稿ではそれを参照・引用した。また文書の翻刻に際しては、長谷川幸一氏の助力を得た。なお、マイクロ複写本の都合上、文字の判読が困難な部分が残

った点は了承されたい。

- (5) 享保十三年の三法幢地の申請停止令や、後述する「潰れ随意会」については、拙稿「正法眼蔵」開版停止・三法幢地に関する雑考——雲松院文書を中心として——（『宗学研究紀要』第三十六号、二〇一三年三月）参照。
- (6) 天明八年から寛政八年にかけての「転衣一件」及び「歴代世牌帳」の蒐集の詳細は、『總持寺史』（二九五〜二九九頁、『永平寺史』（大本山永平寺、一九八二年九月、一〇〇八〜一〇一二、一一一九〜一二三〇頁）等参照。
- (7) この文書の文言は、貞享三年（一六八六）二月に関三利が発給した「掟」の「副ヶ条」の二条目「御朱印地（中略）以吟味可申付」と、六条目「速末後（中略）証拠人置也」に相当する（『永平寺史料全書』文書編二、大本山永平寺、二〇一七年二月、八四七〜八四八頁）。ただし、なぜこれが「元和元年乙卯年七月」に発給されたときれているのかは不明である。
- (8) この際に提出された冊等には、表紙に朱筆で「七十五号」（免牘三二二）等の数字が記載されているため、それによって判断が可能である。ただし、この数字が何を指しているのかは現時点では不明である。
- (9) 「曹洞宗文化財調査目録及び解題」三五一（『曹洞宗報』第一〇一二号、二〇二〇年一月）八五頁、文書一六。
- (10) 『曹洞宗近代教団史』（曹洞宗総合研究センター、二〇一四年三月）一一四〜一一八頁参照。
- (11) 永平寺の「総本寺」化については、『曹洞宗近代教団史』一〇頁等参照。また永平寺の動きについて示す文書として、熊谷忠興『永平寺年表』（歴史図書社、一九七八年四月）の明治二年十一月項に、「総本山監院、門首を始め直末寺院へ総本寺学寮創立の勅裁及び宗門の制度宗規一新、諸民教化次第、国録、三法幢地免牘等について布達す。（永平寺古記録）」（二三三頁）とあり、これに相当すると思われる文書として、廣禪寺（三重県伊賀市）宛（『曹洞宗文化財調査目録解題集』八 東海管区編Ⅱ、曹洞宗宗務庁、二〇一八年三月、九〇三頁、文書一五四（二〇〇））、龍門寺（秋田県由利本荘市）宛（『文化財調査委員会調査目録及び解題』三七五、『曹洞宗報』一〇三八号、

二〇二三年三月、八二頁、文書七六〇等が挙げられる。

(12) 現物は未確認であるが、類似の文書は、正眼寺にも送付されたものと思われる(五五七・五七六・五七七号文書)。よって、かなり広域の寺院に送付されたものであろう。

(13) 『大野市史』一 社寺文書編(大野市史編さん室、一九七八年三月)五九九〜六〇〇頁参照。

(14) 取り扱いが難しい事例として、興源寺(栃木県鹿沼市)宛の免牘が挙げられる。總持寺祖院には、元文三年(二七三八)九月十日付の免牘の写しが所蔵され(免牘四〇、「三法幢地免牘関係資料集」(次注参照)に翻刻掲載)、田代善吉『栃木県史』四(臨川書店、一九七二年三月)にも「元禄九年二月焼失せり(中略)寺格は元文年間に常恒会格地となる」(八五頁)とある。しかし、『總持寺史』には元禄六年四月に認可されたと明記される(六八八頁)ほか、「五院輪住九六九」による推定では元禄八〜九年頃となる。松学寺(茨城県かすみがうら市)宛の免牘(『文書編』三・七四〜七五頁)等によれば、焼失等によって後に免牘が再発行される場合は、それを明記する文言が付記されるようであるが、興源寺の元文三年の免牘にはそれが見られない。現時点では、元文三年が初認可であると判断したいが、あるいは元禄九年の火災以前に認可を得ていたもの一旦返上し、元文年間に再度認可を得た可能性も考えられ、今後の課題としたい。

(15) 本稿の直近の継続研究として、「近世における三法幢地の任命の経緯について」(『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』第二十四回、二〇二三年刊行予定)において、常恒会地が元禄年間以降に急増していく理由や、三法幢地の制度について、学問の振興という側面だけでなく、関三刹による宗門統制政策という側面もあることを述べた。本シンポジウムにおける質疑応答の内、二問目については同稿を参照されたい。また本稿及び前掲論文の資料編を、本誌に「三法幢地免牘関係資料集——總持寺祖院所蔵史料を中心として——」として掲載しており、未掲載の史料の翻刻や、「三法幢地一覧表」はそちらを参照されたい。さらにこれらの補足論考

を、『正法眼蔵』開版停止・三法幢地に関する雑考」(本稿注へ5参照)にて行った。質疑応答の内、一問目については同稿を参照されたい。

付記 本稿の執筆に際してお世話になりました、總持寺祖院様、愛知学院大学図書館情報センター様、鶴見大学
仏教文化研究所様、また正眼寺文書の翻刻等の多くの点で御助力・御教示を頂きました、永平寺学術事業委
員会主任調査研究員長谷川幸一様に御礼申し上げます。

(あきつ ひであき・曹洞宗総合研究センター常任研究員・仏教文化研究所客員研究員)